さぁ、共に可能性を
広げましょう！

COTTONTAIL

『歯科技工所間
連携のご案内』

～歯科技工技術の共有と発展～

近年、めまぐるしく発展している歯科技工業分野において、使用される材料や機材も多岐にわたり、歯科技工士は常に新しい設備投資や法令順守が求められています。
このような環境の中、当社では、多くの患者様や先生方のニーズにお応えするためには、より多くの歯科技工士が連携し、歯科技工技術の共有をはかることが今後の歯科医療の発展に必要であると考えています。
当社は、二次委託先としてご協力いただける歯科技工所様（二次委託を受けることのできる歯科技工所様と当社に二次委託を希望する歯科技工所様）を募り、ともに発展できる環境を作りたいと考えております。

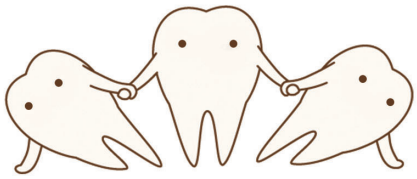

歯科医療機関（歯科医師）から委託されても対応が困難な歯科補てつ物がある場合や安定した受託環境を望まれる場合は、ぜひともお気軽にご相談ください。従来の「下請け」というカタチではなく、共に協力し、発展していける関係（歯科技工所間連携）を目指します。

二次委託には大きく２つの形があります

① コットンテール ➡ 貴歯科技工所

コットンテールから貴歯科技工所に歯科補てつ物全般（クラウンブリッジ・義歯等）を二次委託する場合

② 貴歯科技工所 ➡ コットンテール

貴歯科技工所からコットンテールに歯科補てつ物を二次委託する場合

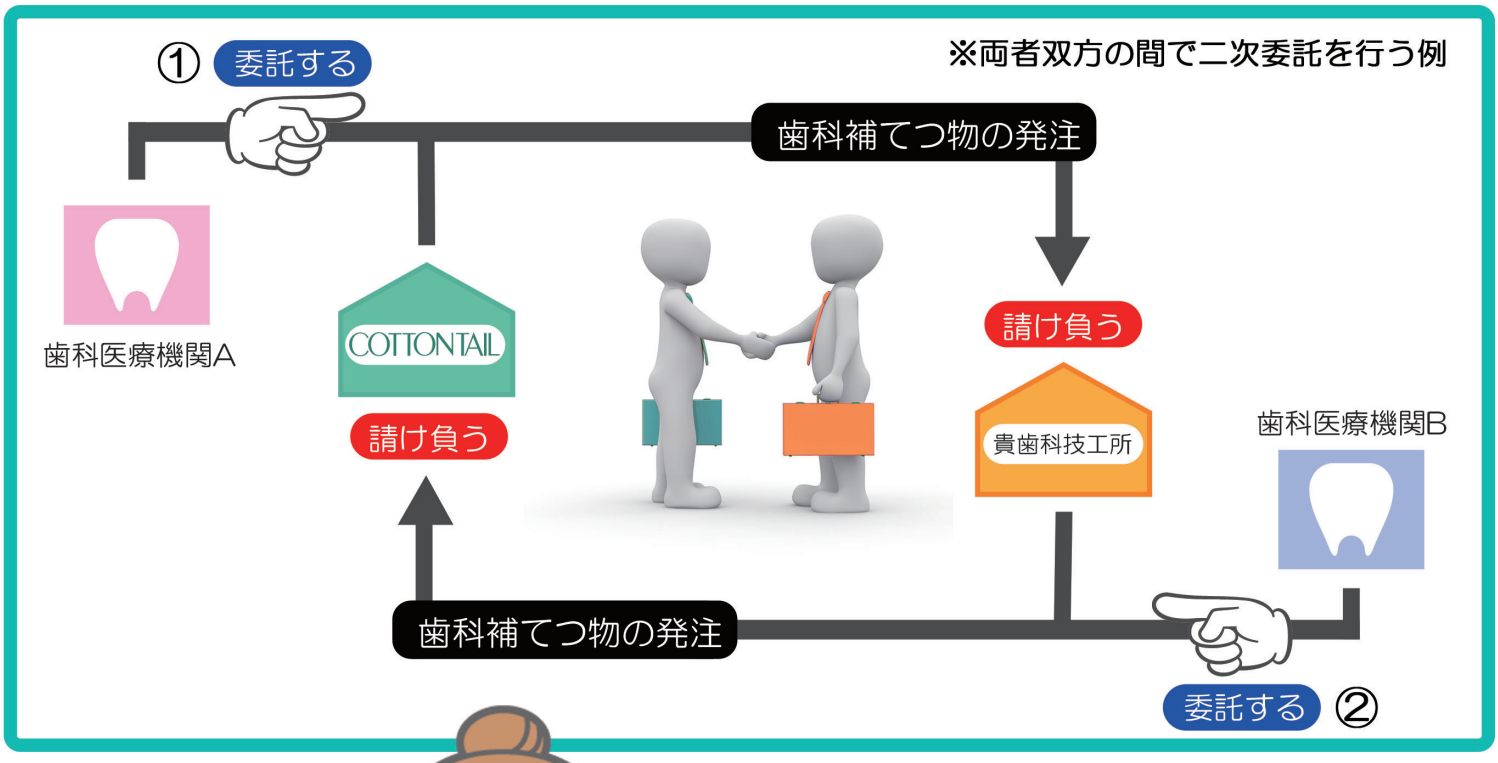

お互いに必要な部分を補い、相互に協力ができる関係です。もちろん、「コットンテールから貴歯科技工所への委託のみ」もしくは「貴歯科技工所からコットンテールへの委託のみ」でもOKです。より良い歯科補てつ物を作成し、それぞれの発展をみんなで支え合う、そんな「チーム」作りが『歯科技工所間連携』なんですね。

歯科補てつ物の二次委託とは

二次委託は、下記のように定められています。

歯科補てつ物等の作成等が歯科医師の歯科技工指示書に基づき指示（二次委託をしてほしいと言う）され、歯科技工所として請け負った歯科補てつ物作成を第三者となる他の歯科技工所に委託することである。
※歯科技工士法第18条及び歯科技工士法施行規則（昭和30年厚生省令第23号）第12条により歯科補てつ物等の作成等は歯科医師の歯科技工指示書に基づき行わなければならない。
※通常委託という契約形態によって行われている。（厚生労働省通知より）

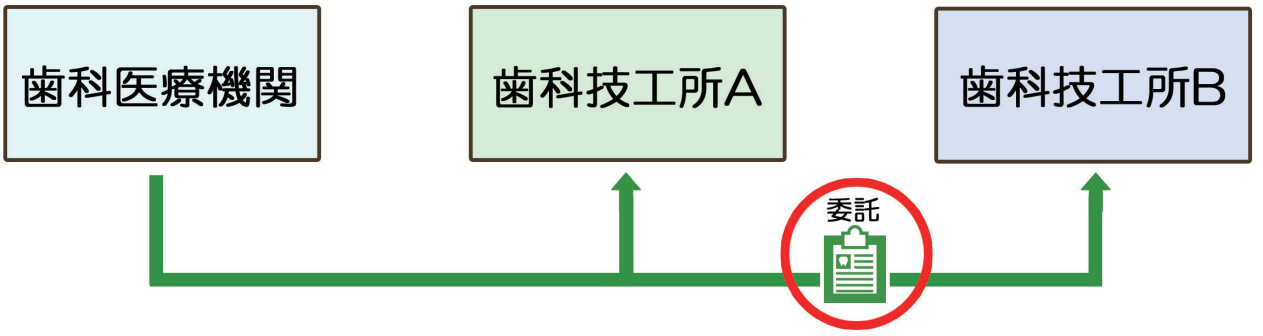

二次委託先である歯科技工所Bが委託先として歯科医師（歯科技工指示書）によって指示されていなければなりません。

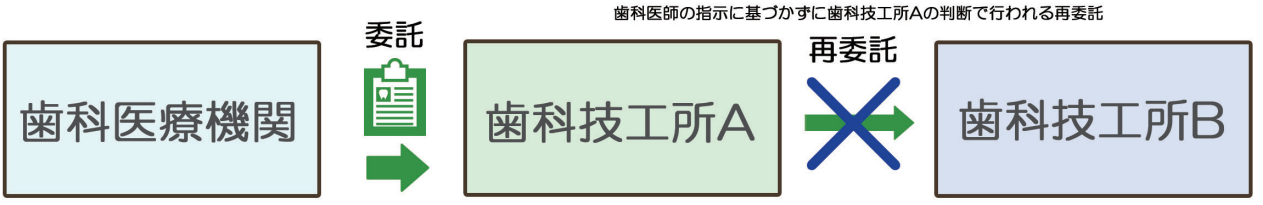

治療にあたる歯科医師が歯科補てつ物等の作成又は加工することを指示された委託先が、当該歯科医師の指示していない第三者へ歯科補てつ物の作成又は加工を依頼することは再委託にあたり、これは当該歯科医師の歯科技工指示書に基づかない歯科技工が行われることとなるため認められない。とされています。

トレーサビリティの確保にご協力ください

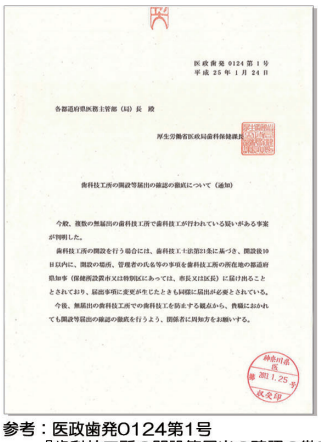

医政歯発 0124 第 1 号
平成 25 年 1 月 24 日

各都道府県医務主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局歯科保健課長

歯科技工所の開設等届出の確認の徹底について（通知）

今般、複数の無届出の歯科技工所で歯科技工が行われている疑いがある事案が判明した。
歯科技工所の開設を行う場合には、歯科技工士法第 21 条に基づき、開設後 10 日以内に、開設の場所、管理者の氏名等の事項を歯科技工所の所在地の都道府県知事（保健所設置市又は特別区にあっては、市長又は区長）に届け出ることとされており、届出事項に変更が生じたときも同様に届出が必要とされている。
今後、無届出の歯科技工所での歯科技工を防止する観点から、貴職におかれても開設等届出の確認の徹底を行うよう、関係者に周知方をお願いする。

歯科医療技術の進展、インターネットの普及により歯科補てつ物の委託、作成や歯科材料流通が多様化している現在、安心で安全な歯科医療を確立するために、歯科医療機関、歯科医師、委託先、患者等のすべての関係者が、歯科補てつ物等の委託過程及び作成過程並びに含有成分等に関する必要情報を共有できる仕組み（歯科技工録の記入と保存）が義務付けられています。

参考：医政歯発0124第1号
『歯科技工所の開設等届出の確認の徹底について（通知）』

歯科技工録の記載と保存が必要になります

- 歯科技工録の作成を行ってください。
- 手順書（工程管理、苦情処理等、自己点検、教育訓練）を作成してください。
- 構造設備基準をクリアしてください。
- 歯科技工録は、歯科技工指示書と同じく２年間の保存義務があります。

（平成２４年１０月２日　厚生労働省医政局長通知　歯科技工士法施行規則の一部を改正する省令の施行）

※所管保健所の立ち入り調査により、改善命令を出される事例が増えています。
法令順守の観点からも開設等各種届出の確認をお願いします。

当社から見た二次委託先として歯科医師から指示された作成を請け負っていただく場合

当社の取引先歯科医療機関が依頼する歯科補てつ物として、歯科医師から指示された歯科技工所へ発注させていただきます。
各歯科技工所の技術や得意分野と、歯科医師ニーズのマッチングを行い、担当歯科技工所として作成をお願いすることになります。
当社担当者が、歯科医療機関への受け渡しや、指示の確認等の対応をいたしますので、安心して作成していただけます。

●歯科補てつ物の種類●

【保険のクラウンブリッジ】

インレー　コア　金属冠　前装冠　など

【保険の義歯】

個人トレー　咬合床　人工歯排列　完成義歯

作成を請け負う場合の ●お手続きの流れ●

☎ まずは当社担当者までご連絡ください。

【提出していただく書類】

□歯科技工所の開設届出に関する証明書の写し 発行元自治体ごとの様式の違いは特に問いません	□誓約書
□歯科技工士免許証の写し 作成に関わる歯科技工士が複数名の場合は貴歯科技工所の歯科技工士全員の免許証提出必要となります	□振込先銀行口座指定用紙確認 当社指定の用紙に記入の上、当社から支払う委託技工料の支払い口座をお知らせください

⇩

□ 試験的作成　サンプル品の提示と、臨床模型による作成を行っていただき、当社基準に照らし合わせて判断させて頂きます

⇩

□ 委託技工料の相互確認、使用する金属の管理等に関する情報教示、作成期間及び物流方法に関する確認

⇩

□ 当社による担当歯科医療機関の決定

⇩

□ 納品（納品書）、請求（請求書）に関する事項の確認
（消費税は外税にて別途請求してください）

●歯科補てつ物納品までの流れ●

当社から見た二次委託先として作成を行っていただく場合（クラウンブリッジ・義歯等）

委託する模型等（対合歯、バイト）を
当社から貴歯科技工所へ発送します
※歯科補てつ物作成にあたり、各歯科医療機関様からの細かな指示・注意点等をお伝え致します。

⇩

歯科技工指示書の指示に基づき
歯科補てつ物を作成していただきます

⇩

作成して頂いた歯科補てつ物を
当社に納品していただきます

⇩

歯科技工指示書の指示通りに
作成されていることを確認します

⇩

当社が歯科医療機関に納品します

模型の発送と完成品の納品について

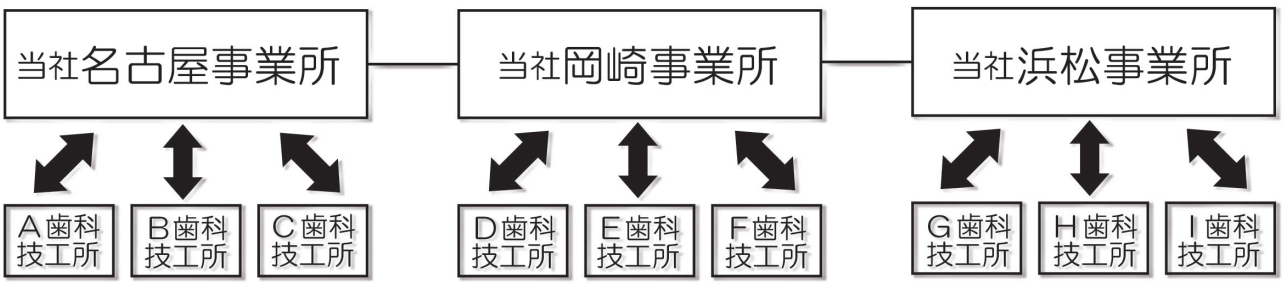

担当事業所が、歯科補てつ物完成までサポート致します。

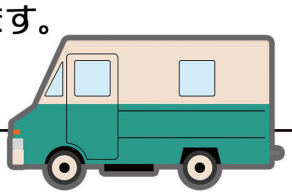

物　　流	ヤマト運輸株式会社をご利用ください
宅配便料金	双方（貴社、当社）それぞれ片道づつ発払で負担します
支払い方法	指定口座へ振込みさせていただきます
締日/支払期限	月末締めの翌月末の支払いとなります
作成日数	中１日半（保険クラウンブリッジ） 中２日　（保険個人トレー・咬合床） 中３日　（完成義歯・維持装置付・試適）※おおよその目安となります

各事業所担当者までお気軽にお問合せください

私が担当致します。

担当者名

事業所名

電話番号

株式会社コットンテール

岡崎事業所　【所管保健所 岡崎市保健所】
〒444-0245 愛知県岡崎市在家町字向前田33番地
TEL 0564-57-4188　FAX 0564-57-4182

名古屋事業所 【所管保健所 名古屋市南保健所】
〒468-0003 愛知県名古屋市天白区鴻の巣2丁目1614
TEL 052-807-9990　FAX 052-807-9991

浜松事業所　【所管保健所 浜松市保健所】
〒431-1115 静岡県浜松市西区和地町773番地
TEL 053-486-0313　FAX 053-486-0577